

平成22年度分 市・県民税申告相談日程表

指定日に都合が悪いかたは、都合の良い日の会場にお越しください。

月日(曜日)	受付相談地区(行政区) ※町内名とは一致しません	会場		
2月 (日曜日は申告相談を休みます)	4日(木)	粕田全区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢全区、寺ノ沢、松原、長走、陣場全区、日景温泉、矢立育成園	矢立公民館	
	5日(金)	本郷上、本郷下、繋沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、神山、姥沢、桜町全区、泉田、猫鼻、大森団地、花岡団地、神山社宅、西前田、長森団地、白根山団地、神山荘	花岡公民館	
	6日(土)	小釈迦内、向羽立、大通、中通、上通、松峰、松木全区、沼館全区、高館下	釈迦内公民館	
	8日(月)	板子石、日景町全区、山神台、商人留、上袋町、卸町、釈迦内中台、釈迦内雇用促進住宅		
	9日(火)	獅子ヶ森全区、長面、長面袋、日鉦獅子ヶ森、二ツ森、県市公営住宅		
	10日(水)	上軽石野岱、羽貫谷地、上岩瀬、代野、赤川、茂屋、田の沢、桜岱、谷地の平西		
	11日(木)	平滝、大柳、街道脇、玉石、伊勢堂下、下岩瀬、杉子沢、赤沼、蛭沢、田茂の木、越山、羽立、長谷地、大石渡、みのり台、長慶荘、若杉	田代公民館	
	12日(金)	赤坂下、新明岱、前田、川反、館町、上名、向館、赤坂、柏木、保滝沢、美杉、南町		
	13日(土)	比立内、長坂、長坂坂地、坂地、本郷1・2・3、中島		
	15日(月)	中仕田、岩野目、大岱、李岱、深沢、大淵、大野、高岨、中谷地、深岱、大野岱、谷地の平東、谷地の平緑		
	16日(火)	出口1・2・3・4・5・6、桜花、外川原、大巻		
	17日(水)	餅田全区、山田渡、赤石沢、立花全区、川口全区、鳴滝、大道下、横岩、餅田団地、西大館町、隼人町	下川沿公民館	
	18日(木)	檀崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原(向地区)、比内前田、杉沢、大子内	二井田公民館(真中地区を含む)	
	19日(金)	下村、町、館、小坪川原、高村、四羽出、本宮、中台		
	20日(土)	釣田、達子、大葛温泉、大谷、大葛、森越、長部、大渡夏焼、森合		
	22日(月)	比内丁、馬喰町、独鉦、向田		
	23日(火)	大町、中町、東雲町、伊勢町、田尻、駒橋、水曲、羽立、沼田、谷地中	比内総合支所(上川沿地区の一部を含む)	
	24日(水)	新町、市川、沢、日詰、炭谷、笹館、小新田、大原木		
	25日(木)	曙町、南町、中野、大巻、弥助		
	26日(金)	八幡町、笹淵、横町、長内沢、五日市、片貝、二ツ森、寺崎		
	27日(土)	下川端、上川端、朝日町、新館、野開、八木橋、畑沢、板戸、水沢、白沢、小坪沢		
	3月 (日曜日は申告相談を休みます)	1日(月)	新丁、裏通町、扇ノ丁、二夕又間戸石、竹原、味噌内中、味噌内下、宿内、前田野	
		2日(火)	中山、沢山、羽立、金谷、大滝全区、平内、軽井沢全区、曲田、道目木、成草園、軽井沢福祉園、道目木更生園、つくし苑、ケアハウスほうおう	
		3日(水)	下町、中町、上町、上新町、別所、沢尻、葛原、猿間、浦山	十二所公民館
		4日(木)	上代野、下代野全区、東二ツ屋、大明神、新沢、赤沢、黒沢、茂内屋敷、水沢、籠谷、石測、二ツ屋、積ヶ岱、水交苑	
		5日(金)	宮袋、大茂内、小茂内、芦田子、塞の神、小雪沢、天下町全区、鳳町	
		6日(土)	餌釣、池内、小館花、根下戸、舟場、萩野台全区	
8日(月)		桂城、長倉町、愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鉦町(市営水門前住宅含む)、川原町、栄町、田町、末広町、弁天町、大正町、新富町、大町全区、寺町、豊町、水門町、清水町住宅	中央公民館(長木地区・上川沿地区の一部を含む)	
9日(火)		清水南町、金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、南町、田代町全区、新町、中町、馬喰町、市営住宅(新町・中町・向町)、旭ヶ丘、仲見世、曙町		
10日(水)		柄沢、東台全区、長根山、南ヶ丘、雇用促進住宅、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町、常盤木町、昭和町、東新、新地、東町、泉町		
11日(木)		御坂、神明町、南神明町、中神明町、城西町、北神明町、住吉町、小館町、片山全区、片山市営住宅、天神町、片山町三丁目、天神緑町、美園町、根下戸新町		
12日(金)		御成町一丁目全区、御成町二丁目~五丁目、東成町、中道、清水町、中道1区、御成町市営住宅、有浦一丁目~六丁目(観音堂・大田面を含む)、東有浦町(観音堂)		
13日(土)		★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)		
15日(月)		★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)		

譲渡所得があるかた

収用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市・県民税が課税にならないでも国民健康保険税の減額判定資料などになりますので、申告をお願いします。

医療費控除を申告するかた

医療費の領収書の合計金額を計算してきてください。通院に掛かった交通費は、公共交通機関を利用した場合などは医療費に算入できます。自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算して算入することは出来ません。

税務署で申告するかた

税務署へ確定申告書を出したかたは、市・県民税の申告は不要です。ただし、税務署で申告した際に、確定申告書を出さないとが出来ます【上限額9万7500円(原則)】。

税制改正がありました

●住宅ローン控除の適用
住宅借入金等特別控除を受けていて、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかったかたは、市・県民税から控除することが出来ます【上限額9万7500円(原則)】。

●上場株式の譲渡損失と配当所得の損益通算が出来ようになります
21年分から、上場株式等にかかる譲渡損失額(赤字)と、他の上場株式等の配当にかかる所得(黒字、※)の差し引き計算損益通算が、確定申告をするこ

所得税の確定申告はe-Taxが便利でおトクです

- eこと1 国税庁ホームページから簡単申告(国税庁で検索)
 - eこと2 最高5千円の税額控除(19、20年分でのこの控除を受けたかたは対象になりません)
 - eこと3 添付書類が提出不要
 - eこと4 還付金がスピーディー
- 【問】 大館税務署 ☎42-0671